

大和市監査委員告示第17号

令和6年6月28日付け大和市監査委員告示第16号をもって公表した市立病院に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月29日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 中 村 一 夫

監査の結果	措置の内容
<p>(病院総務課)</p> <p>1 託児料・職員宿舍使用料の徴収に関する事務において、収益の計上をせず、使用料を徴収していないものがあった。</p> <p>2 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務において、有形固定資産の年度末残高に誤りのあるものがあった。</p>	<ul style="list-style-type: none">令和6年6月13日付で職員の互助組織である大和市病院職員駐車場運営委員会に48,000円を返還請求し同日48,000円を受領しました。同日付で調定兼収入処理しました。再発防止に向けては、先ず、給与支払事務担当者の控除項目についての理解を確かなものとするため、また、事務引継ぎ用の資料としても活用できるようにするため、控除項目の解説も兼ねた取扱い手順書を作成します。併せて、給与控除を新たに設定する、又は変更するような場合には、その原因事務の担当者と給与支払事務担当者による2者確認を徹底します。令和6年6月25日付で「その他有形固定資産」から「建物」へと振替更正処理しました。再発防止策として、係員の建設改良についての理解を確かなものとするため、また、業務引継ぎ用の資料としても活用できるようにするため、これまでの建設改良工事等を固定資産計上科目ごとに整理した解説を加えた事例集を作成します。また、建設改良に係る会計伝票は、固定資産台帳管理担当者も確認することとします。